

特別な理由による予防接種の再接種費用を助成します

骨髄移植手術等医療行為により免疫を失い、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方に対して、経済的負担の軽減及び感染症予防のため、再接種費用を助成します。事前の手続きが必要ですので、子育て健康支援課保健予防係までお問い合わせください。

対象となる方 次の①～③のいずれにも該当する方

- ①疾病の治療として、医療行為により免疫が消失し、接種済みの定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること
- ②助成対象予防接種を接種する日において、七飯町住民基本台帳に登録されていること
- ③接種を受けた定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること

対象となる予防接種の種類 次の①～③のいずれにも該当するもの

- ①予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病の予防接種
- ②使用するワクチンが予防接種規則の規定によるものであること
- ③①の予防接種のうち、BCGは4歳、小児用肺炎球菌は6歳、ヒブは10歳、四種混合は15歳に達するまで、その他の予防接種については20歳に達するまでの接種であること。

助成金額

予防接種にかかった費用（ただし、七飯町定期予防接種委託契約金額を上限とします）

お問い合わせ先

七飯町民生部子育て健康支援課保健予防係

（七飯町保健センター）

TEL 66-2522

FAX 66-2522

手続き方法

1. 事前申請

- ①再接種を受ける前に、子育て健康支援課にお問い合わせください。
- ②子育て健康支援課から「七飯町予防接種再接種費用助成認定申請書」と「七飯町予防接種再接種費用助成に関する理由書」を送付します。
- ③申請書に必要事項を記入してください。理由書は医師から必要事項を記入してもらってください。
- ④必要事項を記入した申請書と理由書に、母子健康手帳（医療行為以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）または、当該履歴が確認できるものの写しを添えて子育て健康支援課へ提出してください。

2. 助成認定

子育て健康支援課で申請を受付後、助成の認定を行い「七飯町予防接種再接種費用助成認定通知書」を発行し送付します。

※不認定の場合は「七飯町予防接種再接種費用助成不認定通知書」を送付します。

3. 再接種

医療機関（国内に所在するものに限り）で再接種を受けます。接種費用についてはいったん全額自己負担でお支払いください。その際、領収書と接種に使用した予診票を医療機関から受け取ってください。助成の申請に必要となります。

4. 接種費用の助成申請

予防接種の接種日から1年以内に下記の書類を提出してください。

- 七飯町予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書
- 予防接種実施医療機関の領収書の原本
- 予防接種予診票

5. 助成金の交付認定・支給

子育て健康支援課で申請を受付後、助成金交付の審査を行い「七飯町予防接種再接種費用助成金支給決定書」を発行し送付します。その後助成金を支給します。